

令和 5 年度決算における
健全化判断比率及び資金不足比率報告書

大 竹 市

目 次

1 令和5年度決算における健全化判断比率報告書

(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5

2 令和5年度決算における資金不足比率報告書

(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

1 令和5年度決算における健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和5年度決算 健全化判断比率	—	—	13.0	91.4
(早期健全化基準)	(13.79)	(18.79)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもの。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	市全体としての歳出に対する歳入の不足額（全ての会計の赤字額と黒字額を合算した全体としての赤字額）を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもの。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費（前年度までに発行した地方債等の元利償還金）を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3ヶ年間の平均値。
将来負担比率 (市債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を差し引いたうえで、市の標準財政規模を基本とした額で除したもの。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	17,382,606	16,804,648	577,958	324,068	253,890
港湾施設管理受託 特別会計	80,525	54,064	26,461	0	26,461
合 計	17,463,131	16,858,712	604,419	324,068	280,351

(単位：千円)

イ 標準財政規模	7,865,487
うち、臨時財政対策債発行可能額	93,058

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 3.56
----------	---	-----------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計（※マイナスの場合のみ）

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 「一般会計等」の実質収支額の合計	280,351	(2) アのE欄の合計
イ 「ア及びウ以外の特別会計」の実質収支額の合計 (①+②+③)	24,522	実質赤字額がある場合はマイナス (▲) で表示
① 国民健康保険特別会計	5,739	
② 介護保険特別会計	16,358	
③ 後期高齢者医療特別会計	2,425	
ウ 「公営企業会計」の資金不足額又は資金剰余額 (①+②+③+④+⑤+⑥)	2,308,701	資金不足額がある場合はマイナス (▲) で表示
① 水道事業会計	918,058	
② 工業用水道事業会計	228,168	
③ 公共下水道事業会計	1,157,802	
④ 農業集落排水特別会計	414	
⑤ 漁業集落排水特別会計	4,259	
⑥ 土地造成特別会計	0	

エ 標準財政規模	7,865,487	臨時財政対策債発行可能額を含む。
----------	-----------	------------------

(単位：%)

オ 連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 33.22
------------	---	--------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率 オ =

エ

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金	1,764,846	※繰上償還及び満期一括償還 地方債の元金除く。
イ 準元利償還金	299,349	公営企業債繰入金 一時借入金利子
ウ 特定財源	103,436	元利償還金及び準元利償還金 に充当した特定財源 市営住宅使用料 都市計画税 簡易水道建設費負担金
エ 基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	1,098,116	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
オ 標準財政規模	7,865,487	臨時財政対策債発行可能額を 含む。

(単位：%)

カ 実質公債費比率（単年度）	12.7	R3 12.2% R4 14.4%
キ 実質公債費比率（3ヶ年平均）	13.0	小数点以下1位未満切捨て

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度）カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ} + \text{エ}]}{\text{オ} - \text{エ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	22,062,916	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	384,258	大竹市土地開発公社の公共用地先行取得に係る負担見込額
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	2,935,783	公共下水道事業会計、土地造成特別会計等への繰り出し見込額等
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,652,409	一般会計等対象職員分(上下水道局職員分を除く)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	2,300,939	大竹市土地開発公社に対する債務保証など
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	7,108,260	財政調整基金、減債基金など
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	1,581,483	都市計画税、住宅使用料など
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	14,457,774	
シ 標準財政規模	7,865,487	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,098,116	

(単位：%)

セ 将来負担比率	91.4	小数点以下1位未満切捨て
----------	------	--------------

【算定方法】

$$\text{将来負担比率} \quad \text{セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

2 令和5年度決算における資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	法適用企業			法非適用企業		
	宅地造成事業以外			宅地造成事業以外		宅地造成事業
	水道事業会計	工業用 水道事業 会計	公共下水道 事業会計	農業集落排 水特別会計	漁業集落排 水特別会計	土地造成 特別会計
令和5年度決算 資金不足比率	—	—	—	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと					

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	公営企業会計における資金不足額(一般会計等の実質収支の赤字額にあたる)について、公営企業の事業規模に対する比率を表したもの。

(2) 法適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	144,091	0	1,062,149	△918,058
工業用水道事業会計	274,691	0	502,859	△228,168
公共下水道事業会計	773,849	0	1,931,651	△1,157,802

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注3 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
水道事業会計	425,571	0	425,571	
工業用水道事業会計	465,761	0	465,761	
公共下水道事業会計	696,307	0	696,307	

③ 資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率} \quad ③ = \frac{\quad}{G}$$

(3) 法非適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
農業集落排水特別会計	40,965	0	41,379	△414
漁業集落排水特別会計	59,159	0	63,418	△4,259

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
農業集落排水特別会計	4,479	0	4,479	
漁業集落排水特別会計	2,623	0	2,623	

③ 資金不足比率

(単位：%)

農業集落排水特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\quad}{G}$$

イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算 入 地方債 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	計 E (A+B-C-D)
土地造成特別会計	923,334	0	210,392	737,352	△24,410

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 土地収入見込額は、売出を開始している土地について、帳簿価格と時価を比較し、いずれか低い額を計上している。

会 計 名	地方債残高 F	長期借入額 G	計 H (F+G)	資金不足額 又は資金剰余額 I ・E>0 場合、E ・E<0 場合、 「E+H」又は「0」の いずれか小さい方
土地造成特別会計	3,217,956	0	3,217,956	0

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	資本に相当する額		負債に相当する額			事業の規模 O (J+K+L+M+N)
	建設改良費 に充てた地 方債の残高 (J)	建設改良 費に充て た他会計 借入金の 残高(K)	(J) 以 外の地方 債の残高 (L)	(K) 以 外の他会 計借入金 の残高 (M)	実質赤字 額 (N)	
土地造成特別会計	3,217,956	0	0	0	712,942	3,930,898

③ 資金不足比率

(単位：%)

土地造成特別会計	—	※資金剰余額なし
----------	---	----------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

I (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ = $\frac{\text{I}}{\text{O}}$